

(2023年) 令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 竹生会

竹生会法人本部

当法人は、昭和61年11月に設立され今年37年目を迎えます。現在は藤沢市、横浜市に拠点を置き、地域の高齢者福祉の向上を図ることを目標に職員一丸となり、公正かつ誠実な事業運営に取り組みます。

新型コロナウイルス感染症及びエネルギー価格や食料品などの物価高騰による影響は、両拠点の運営に大きな影響を及ぼし厳しい状況が続いています。令和5年度は、社会福祉法人を取り巻く厳しい社会情勢や物価高騰、ウィズコロナへの対応など、より一層の困難な状況が予想されますが事業収入の確保及び支出の節約に努め経営基盤の強化と効率的な運営を図ります。

芭蕉苑介護老人福祉施設

〈WITH コロナ対応〉感染防止対策を引き続き徹底し、入居者・利用者に安全で安心して利用していただける施設にします。

〈働きやすい職場づくり〉資格取得支援や階層別研修会（WEB含む）への参加支援及び企画を行い、職員のモチベーション維持と働きやすい職場づくりに力を入れます。

〈事業毎に適正な収入の確保〉特養では、短期入所とより効率的な空床利用に努め稼働率98.5%以上を目指します。通所介護では、引き続き新規利用者獲得に重点を置き、1日平均利用者28人の目標を達成に向け努力します。

〈施設設備の維持管理〉必既存設備の維持管理を計画的に行い長く安全に使用できるように努めます。

こまよせ荘

〈WITH コロナ対応〉感染防止対策を引き続き徹底し、利用者に安全で安心して利用していただける通所介護を提供します。

〈安定した経営基盤の構築〉職員一人ひとりが地域の老舗デイサービスとしてのプライドを持ち、新規利用者の獲得に努めるとともに1日平均利用者25人利用の目標を達成して安定した経営基盤を築きます。

〈慣れた地域で住み続けることができる支援の継続〉地位包括支援センターは、湘南大庭、遠藤、小糸包括の3包括を13人の職員で効率的に運営しています。担当する湘南大庭地区は藤沢市第1位の高齢化率であり、日々の相談件数が急増している状況ですが地域の関係機関と連携し高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができるように支援を続けます。

たきがしら芭蕉苑

新型コロナウイルスの感染法上の分類が改訂されることに伴い、これまでの様々なルールや対応が大きく変化すると思われます。社会情勢を捉えながら入居者・家族の希望と感染防止対策をバランスよく講じ、臨機応変の対応を心掛けます。また災害や感染症発生への対策を平時から意識し、BCPを定期的に見直しながら「安心・安全・安定」の施設経営に努力します。令和5年4月より5ベッドをショートステイ用から本入所に転換することで、より安定した介護報酬の確保を目指します。

人材確保の面では、ベトナム看護大学生2名がインターンシップ期間中に特定技能「介護」資格を取得し再来日する予定で、新たにベトナム籍特定技能「介護」資格者2名とも就労契約済みです。既に配置済みの中国籍技能実習生2名、ベトナム籍技能実習生2名、ベトナム籍特定技能「介護」資格者1名、台湾籍特定技能「介護」資格者1名と合わせて外国籍介護職員10名が優秀な介護スタッフとして就労します。

今年度も「メンター制度」により、新人教育や技能実習生、介護福祉士養成校実習生の指導を、採用年次3～

5年でメンター研修受講済みの若手職員に担当させる体制を継続し、介護福祉士養成校からの実習生を積極的に受け入れ、卒業時の新規採用に確実につなげる努力をします。

施設のICT化としては、ケア記録のシステム化をさらに推し進め、介護・看護職員の記録業務効率化に役立てると共に、事務分野においても人事管理業務等のデジタル化について情報収集します。なお各課において、別途具体的な達成目標を設定しています。

横浜市滝頭地域ケアプラザ

働きやすい環境づくり・ICTを活用することによる作業の効率化を図り、職員のやりがいを高め定着率の向上を目指します。デイサービスでは、感染症予防対策を怠ることなく継続し利用者の安定的な確保を目指し、在宅高齢者の生活を支えます。また高齢者がいつまでも健康で充実した生活が送れるよう、介護予防に関する普及・啓発を行い、活動の場づくりや参加者同士の繋がりを支援します。地域に信頼される施設として、職員一人ひとりが地域住民の思いを受け止め、安心して生活が続けられるよう介護保険サービス等の提供及び調整、インフォーマルサービスの調整や開発をしながら、住みやすい地域づくりに取り組んでいきます。

ちくぶ坂下ホーム

小規模施設の特徴を活かした家庭的な施設経営を維持しながら、社会環境の変化にも臨機応変に対応することを心掛けます。コロナ禍により多くの対外交流が中止されていましたが、感染防止に充分配慮しながら徐々にコロナ禍以前の状態に復する努力をします。

今年度も「メンター制度」により、新人教育や技能実習生、介護福祉士養成校実習生の指導を、採用年次3～5年でメンター研修受講済みの若手職員に担当させる体制を継続し、介護福祉士養成校からの実習生を積極的に受け入れ、卒業時の新規採用に確実につなげる努力をします。

最近特に老人保健施設からの新規入所が半月以上かかる事例が多く見られ、空室期間が長引くことで介護報酬確保の下振れリスクが顕著となっています。生活相談員と入居待機者家族との連絡を密にし、早めに入所準備を促すことを徹底し、空室が生じてから可能な限り短期間での入所を目指して引き続き努力します。

芭蕉苑介護老人福祉施設事業計画

1. 介護老人福祉施設（施設入所事業）

1. 基本方針

- (1) 老人福祉法基本理念に基づき、施設の健全な環境整備に努め、入居者の人間性を尊重し、日常生活に生きがいをもたらす、明るく楽しい施設として入居者が安心して生活できるよう、そのケアの万全を期すものとする。
- (2) 介護保険法の基本理念に基づき、サービス利用者中心の考え方を基本に、常に当事者の意思を尊重し、入居者自身の意思でサービスの選択が行われるように側面的に支援する。

2. ケア方針

(1) 生活指導

入居者の基本的人権を尊重し、暖かい愛情のもとに無差別・平等のケアを行い、心身の健康保持と機能の回復、維持に努める。具体的事項は次のとおりとする。

ア. 食事

入居者が自力で食事をたべられるよう、職員は、声掛け見守りを行い、個々の摂食および嚥下状態に応じて適切な介助を行うと共に、入居者が食事を楽しめるよう環境や雰囲気配慮する。職員は入居者の食事摂取状態を把握し、管理栄養士等と連携しながら、食べやすい食事形態について日々検討する。

イ. 排泄

おむつ交換は、個々の排泄時間にもとづき、皮膚トラブルを防ぎ快適な生活を維持することを目的として実施する。入居者の残存能力に応じ可能な場合は、トイレ・ポータブルトイレ・尿器等で排泄介助を行う。

ウ. 離床

離床の必要性を職員は充分理解し、入居者に動機づけを行い援助する。離床することによって床ずれの防止、他の入居者との会話等による社会性の維持、ADLの低下を防止することを目的とする。離床の機会を日常生活の中に組み入れ、洗面、口腔ケア（毎食後）、食事（3食とも原則食堂にて食事）、おやつ、入浴、クラブ活動各行事参加等を援助する。

エ. 移動

個別の状態にあった安全な移動方法を考慮し、残存能力の維持、向上を図るために適切な援助を行う。

オ. 入浴

入居者1人に対し週2回以上入浴を行うため、月・火・水・木・金・土（午前及び午後）を入浴日とし、入居者の身体機能により特浴・一般浴・中間浴に分けておこなう。常に安全・清潔・快適を考慮し援助する。

カ. 個別機能訓練

入居者全員を対象として、機能訓練指導員を中心に生活動作の中での訓練等を行う。入居者の身体機能に応じて計画的な指導と、3ヶ月に1回の総合的評価を行い援助する。

キ. クラブ活動

手作り・書道の各クラブを行い、入居者が自由に参加して主体的に活動できるよう援助する。

ク. より家庭に近い生活の場

晩酌を希望する入居者は、夕食の時間内において好みの飲酒ができるようにし、家庭生活により近づいたケアに努める。ただし飲酒の可否及び酒量等は医師の判断によるものとする。

ケ. 施設行事

①次の行事を月毎に計画し実施する。

お花見・苑内喫茶・春のバイキング・端午の節句（行事食）・デザートバイキング・七夕（行事食）・すいか割り大会・敬老祝賀会（行事食）・寿司バイキング・クリスマス会（行事食）・新年祝賀会・初詣・お楽しみ会・餅つき大会・節分（行事食）・ひな祭り（行事食）

②次の行事を計画し実施する。

誕生日会（誕生日当日個別に実施）・買物注文（毎週日曜日）、買物配布（随時）
美容（適宜）

(2) 給食

管理栄養士は、栄養バランスに留意し入居者の加齢に伴う身体的変化及び嗜好を十分考慮した栄養管理を行う。

(3) 環境の整備

施設内の美化と入居者身辺の整理整頓に努め、特に換気、通気に注意する。

寝具は常に清潔にし、寝間着・下着類についても洗濯に努め、清潔なものを用いるよう心掛ける。具体的事項は次のとおりとする。

ア. 寝具

週1回のシーツ・枕カバー・包布交換、その他必要に応じ随時交換を行う。

必要に応じ随時のベットマット消毒を行い、寝具の清潔保持に努める。

イ. 清掃

食堂・リハ室は1日1回、居室・廊下は週3回、トイレは1日3回フローリングワイパーで拭く。便器は次亜塩素酸で拭いた後、水拭きする。

ウ. 衛生管理（消毒）

全館3か月に1回薬剤による消毒を実施し、衛生管理に努める。

(4) その他

職員は常に冷静で客観的な判断を下し、今何をすべきか優先順位を決め、適確に業務を遂行するように努める。

3. 健康管理

(1) 入居者の実態を的確に把握し、嘱託医と常に連絡をとり、疾病の予防に努める。

具体的事項は次のとおりとする。

ア. 年1回の健康診断を実施する。

イ. 健康保持増進のため生活の心得、食生活、疾病予防等の健康教育を実施する。

ウ. 日常の健康チェックにより疾病の早期発見、早期治療に努める。

エ. 残存機能の維持、増進に努める。

オ. 11月から3月までを感染症対策予防月間とし、施設内感染予防に努め、入居者の個人衛生並びに施設の環境衛生の充実に努める。

(2) 緊急時は、ご本人、家族と連携し適切に対処する。

(3) 職員の健康管理を実施する。

ア. 組合保健の一般検診を基本に、年1回の健康診断を実施する。また夜勤に従事する職員については、この他に年1回の健康診断を実施する。

イ. 管理栄養士に対し、月1回（6・7・8月は月2回）の便検査を実施する。
（赤痢・O-157・サルモネラ）

ウ. 職員個々の健康相談に応じ、健康維持の為の助言を行う。

(4) 職員に対する基本的な医療・看護技術、知識の普及および助言を行う。

4. 日課

起	床	6 : 0 0
朝	食	8 : 0 0
入	浴（午前）	1 0 : 0 0
昼	食	1 2 : 0 0
入	浴（午後）	1 3 : 1 5
夕	食	1 8 : 0 0
消	灯	2 1 : 0 0

5. 防災計画

(1) 介護職を中心に、夜間想定防災訓練及び地震水害土砂災害避難訓練をそれぞれ

年1回以上実施する。

- ア. 防災教育用教材を利用し、日頃より防災に対する意識を高める。
- イ. 施設周辺の住民に対し、非常事態における支援協力態勢を依頼する。
- ウ. 防災倉庫に備蓄食料・飲料水等を完備し、入居者・職員はもとより周辺住民の防災拠点となるべく日頃より準備する。

6. 研修

『竹生会職員研修要綱』に基づき、職員個々の資質向上を目指し計画的かつ積極的に研修を行う。

7. 自己啓発

- (1) 業務上有益と思われる各種資格等の取得について、職員個々の資質向上を目指し可能な範囲で支援を行う。
- (2) 自己啓発を目的とした自主的な研修参加を奨励する。

8. 職員

以上のケアを実施するための職員体制は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
医 師	医 師		2名	2名
生活相談員	社会福祉士	1名		1名
管理栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能訓練指導員	看護師	1名		1名
介護支援専門員	介護支援専門員	1名		1名
事務職員		3名		3名
介護・看護職員	看護師			常勤換算 3名以上
	介護福祉士			常勤換算 10名以上
	その他			常勤換算 9名以上

2. 短期入所生活介護事業(ショートステイ)

1. 基本方針

- (1) 老人福祉法の基本理念に基づき、施設の健全な環境整備に努め、利用者の人間性を尊重し、日常生活に生きがいをもたらし、明るく楽しい施設として利用者が安心して生活できるよう、そのケアの万全を期すものとする。
- (2) 介護保険法の基本理念に基づき、サービス利用者中心の考え方を基本に、常に当事者の意思を尊重し、利用者自身の意思でサービスの選択が行われるように側面的に支援する。

2. ケア方針

- (1) 生活指導
利用者の基本的人権を尊重し、暖かい愛情のもとに無差別・平等のケアを行い、心身の健康保持と機能の回復、維持に努める。
- (2) 給食
栄養バランスに留意し、利用者の加齢に伴う身体的変化及び嗜好を考慮した栄養管理を行う。
- (3) 環境整備

施設内の美化と利用者周辺の整理整頓に努め、特に換気・通気に注意する。寝具は常に清潔にし、寝間着・下着類についても洗濯に努め、清潔なものを用いるよう心掛ける。

(4) その他

職員は常に冷静で客観的な判断を下し、今何をすべきか優先順位を決め、適確に業務を遂行するように努める。

3. 健康管理

利用者の実態を的確に把握し、かかりつけ医と常に連絡を取り疾病の予防に努める。また、緊急時はご本人、家族と連携し適切に対処する。

4. 日課

原則として施設入所事業と共通とします。

5. 職員

介護職員 1名以上（兼任常勤職員）

3. 介護予防短期入所生活介護事業(ショートステイ)

1. 基本方針

原則として施設入所事業と共通とします。

2. ケア方針

(1) 生活支援

要支援状態の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、家族、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所と連携を図りながら支援する。

ア. 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮を行う。

イ. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施する。

ウ. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにする。

3. 健康管理

原則として短期入所生活介護事業と共通とします。

4. 日課

原則として施設入所事業と共通とします。

5. 職員

原則として短期入所生活介護事業と共通とします。

4. 通所介護事業(デイサービス)

[ケア方針]

在宅における要介護状態の利用者及び家族に対し、医療・保健・福祉ニーズの有効かつ適切な対応やサービスの提供を行うことにより、家族への援助と利用者の日常生活の不安解消を促進し、社会的孤立感の緩和、身体的・精神的及び社会的機能の維持、向上になお一層努め地域福祉の提供施設として適切な援護を実施する。

[目 標]

1. 利用者の社会的孤立感の緩和、心身機能の維持・回復に務める。

2. 楽しみながらリハビリにつながる変化のあるレクリエーション活動を取り入れ、利用者の状態に合わせたグループワークを行う。

3. 利用者と家族の良き援助者となるよう情報交換を図り、安定した日常生活を支援する。

4. 職員間の情報交換を積極的に行い、また他施設・関係機関との良きパイプ役としての役割を果たし、利用者への援助活動をより有効なものにする。施設入居者及

- び地域住民と積極的に交流を行い、親交を深める努力をする。
5. ケアセンターを中心として、地域住民との交流を図り、地域福祉の提供施設としてネットワークの輪を広げてゆく努力をする。
 6. 高齢者家族介護教室の開催に協力し、介護者の介護技術向上を図り、社会福祉資源の有効な利用を高める。
 7. 利用者とその家族に対する適切かつ積極的な援助活動を展開する。
 8. 利用者の個性を尊重し、趣味的な活動を取り入れる。
 9. より良い援助をする為に職員の資質の向上めざし、勉強会、研修に積極的に参加する。

[ケア計画]

1. 社会的孤立感の緩和

高齢者世帯及び日中独居となる利用者については、デイサービスを利用することによって団体行動や人と接することで社会参加を進めてゆく。また日常生活の状態を把握し、きめ細かい対応を行う。

2. 身体的、精神的機能の維持・回復

- ①レクリエーション活動の中にリハビリ的プログラムも取り入れ、楽しみながら残存機能の維持・向上がはかれる様にする。
- ②看護師は個々の身体状況を把握し無理の無い個別リハビリを実施する。
- ③看護師は個々の口腔機能の状態を把握し、安全かつ楽しく食事摂取が出来るよう援助する。
 - ・食前に口腔器の体操を行なう。
 - ・食後に口腔内の清潔を保つよう口腔清拭を行う。
- ④管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、看護師、介護職員と連携し、体力向上を図る。
- ⑤デイサービス利用日においても、可能な限り自立を促す。
 - ・歩行、食事、入浴、着脱、排泄における自立の為の援助をしてゆく。
 - ・食前の手洗いを自主的におこなうよう援助してゆく。
 - ・自分の荷物の管理を自力でおこなえるよう援助してゆく。
 - ・正しい服薬管理がなされるよう助言してゆく。
 - ・防寒衣類等の管理を自力でおこなうようすすめる。
 - ・食事時間の声掛け、利用者からの自主的な献立発表によって楽しい食事時間になるよう援助する。
 - ・食後に口腔内の清潔が保てるよう看護師の指導のもと援助する。
 - ・グループワークにより自立を促す。
 - ・ルーム内の整理整頓や清潔を保持するなど可能な利用者が自主的に行えるよう援助してゆく。
 - ・個々の趣味的なレクリエーションを促し、仲間交流と充実した時間を過ごせる様、それによって社会参加や在宅生活の活性化につながるよう援助する。

3. 変化のあるレクリエーション活動を目指す。

- | | | |
|---------------------|-------|----------------------------------|
| ・ 季節的なプログラム | ----- | ひな祭り・七夕祭り・盆踊り
クリスマスバイキング・書き初め |
| ・ 動的なプログラム | ----- | 体操、ゲーム(ゴルフ・ボウリング等) |
| ・ 楽しさのあるプログラム | ----- | 歌謡、演芸大会、文化祭、
職員によるリコーダー演奏鑑賞 |
| ・ 仕事のプログラム | ----- | 料理教室、作品作り |
| ・ 主体的役割のあるプログラム | ----- | スポーツ大会、楽器演奏 |
| ・ 人間的ふれあいのあるプログラム | ----- | 誕生会、 |
| ・ 小さなグループでの趣味的プログラム | ----- | 将棋、俳句 |
| ・ 考えるプログラム | ----- | 変形ビンゴ、言葉相撲、一句ゲーム |
| ・ 個々の趣味的なプログラム | ----- | 編み物、刺し子、書道、絵等 |

4. 家族との情報交換

- ・ 送迎時による情報伝達
- ・ 電話による情報交換
- ・ 連絡帳の活用
- ・ デイサービスの新聞の発行

- ・ 担当者会議
5. 職員相互の情報交換と伝達
 - ・ 利用中の情報交換、利用者帰宅送迎後の情報交換・事務整理、定期的に行なうケース検討会に於けるデイサービス全般の情報伝達。各委員会よりの情報伝達。
 - ・ 介護支援課、施設福祉課、看護課、栄養調理課、業務課、こまよせ荘との連絡会を定期的実施し、各課との横のつながりを密にして行く。
 6. 家族・施設入所者との交流
 - ・ 文化祭、誕生会、イトーヨーカ堂出張販売等、各種イベントへの家族参加を促す。
 - ・ デイサービスのレクリエーションの内容によりホーム入居者の参加や交流の機会を作る。誰でもが気軽に参加できる場所作りを心掛ける。
 7. 相談・調整
 - ・ 送迎時を利用し家族とのコミュニケーションを図る。
 - ・ 訪問相談・電話相談・来所相談の各業務を積極的に実施する。
 - ・ 連絡帳を積極的に活用する。
 - ・ 看護師による専門的なアドバイスを行う。
 8. 地域福祉の拠点施設
 - ・ 福祉ニーズを把握する。（民生委員、他の福祉関係者との情報交換）
 - ・ 在宅訪問による、相談業務の強化を図る。
 - ・ 行政・他機関とのパイプ役として、地域住民に対し各種福祉サービスの紹介提供を心掛ける。
 - ・ 担当ケアマネジャーとの連絡を密にし、担当者会議に積極的に参加する。
 9. 家族介護者教室への協力
 - ・ 介護体験実習を通じて、正しい介護方法を出来得る限り伝達し、在宅における家族の介護レベルの向上を目指す。また地域の福祉ボランティアの発掘、啓蒙に努力する。
 10. 家族への援助（介護軽減・ストレス軽減）を図ってゆく。
 - ・ 家族に対する一時的な介護からの解放を図る。
 - ・ 利用者個々のニーズに応じた諸サービスの提供を図る。
 - ・ 個別の家族相談を積極的におこなう。
 11. ボランティアの受け入れ
 - ・ 地域のボランティアを幅広く受け入れ、利用者の良き援助者、良き理解者となるよう育成に努力する。
 12. 職員研修
 - ・ 一人ひとりの職員のスキル向上を目指し、計画的に勉強会を行い、積極的に苑内研修や外部研修に参加する。
 - ・ 職員会議後の部課別苑内研修や在宅福祉一課の会議での勉強会などの機会を増やし、意識レベルの向上、統一をはかる。
 - ・ 参加したい、参加させたい外部研修を選択し計画的に研修に参加する。
- * 管理者
 - * 主任クラス 危機管理研修、通所介護全国大会、など
 - * 副主任クラス 通所介護計画、加算に関する研修、リハビリテーション研修、など
 - * 5年以上勤務 認知症、レクリエーション活動、など
 - * 3年以上勤務 認知症、感染症など
 - * 1年以上勤務 介護技術、感染症など
 - * 新入職員 車椅子操作、移乗、送迎業務など

5. 第一号通所事業（藤沢市・茅ヶ崎市通所介護相当サービス）

[基本方針]

要支援状態の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者と連携を図りながら支援する。

[ケア計画]

1. 利用者の個別性を尊重し、接遇には十分な配慮をする
2. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施する。
3. 安全方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにする。
4. 利用者に対して、計画的にアクティビティー（集団的に行われるレクリエーション創作活動等の機能訓練をいう。）を実施する。
5. 利用者の運動機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施する。
6. 低栄養状態にある又は、そのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施する。
7. 口腔器機能の低下している又は、そのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔器機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施する。
8. 家族及び地域包括支援センター・介護支援専門員等と連携を十分に図り、安定した生活が送れるようにする。

6. 居宅介護支援事業

[基本方針]

1. 介護保険制度の原点である『利用者中心』の考え方を基本に、常に当事者の意思を尊重し、利用者自身の意思でサービスの選択が行われるように側面的に支援する。
2. 利用者の意思決定に沿ったサービスが適切に、より効果的に提供されるために、事業者間の援助方針・方法が一致し『協働』してサービス提供が行われるよう連絡調整の中心的役割を担う。
3. 利用者からの自発的な情報提供を待つのではなく、積極的な『モニタリング』を通じて、利用者のニーズの変化、サービスに対する不満の早期発見に努める。

[計 画]

1. 利用者の主体性を尊重し、自立支援、多様な生活を支えるサービスを提供する。
2. 利用者の支援のみならず、家族（介護者）への支援の必要性を考慮したサービス調整を行う。
3. 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整を行う。
4. 常にチームアプローチの視点を持ち、効果性・効率性の高いサービスを検討する。
5. フォーマルサービスと合わせてインフォーマルサービス等の社会資源を活用する。
6. サービス担当者会議を効果的に開催し利用者、家族、サービス提供者が共通の認識を持つ事で、利用者により快適で安全なサービスが提供できるよう努める。
7. 施設内職員相互の情報交換と伝達を行う為、各課の会議に定期的に参加し連携を密にしていく。
8. 職員間の情報共有やサービスの質の向上を図ることを目的とした会議を定期的開催する。

在苑者日課表

2023年（令和5年）度

芭蕉苑介護老人福祉施設

時 間	日 課 と 内 容
6 : 0 0 -	起床・洗面・着替え
8 : 0 0 -	朝食・口腔ケア・テレビ鑑賞・新聞など
1 0 : 0 0 -	入浴・個別機能訓練・談話など
1 2 : 0 0 -	昼食・口腔ケア
1 3 : 1 5 -	入浴・個別機能訓練・おやつ クラブ活動・読書、談話など
1 8 : 0 0 -	夕食・口腔ケア
1 9 : 0 0 -	自由時間・就寝準備
2 1 : 0 0	消灯

<p>* 診察日</p> <p>内 科 毎週火曜日 歯 科 月2回土曜日 カウンセリング 月2回 皮膚科 月1回</p> <p>* 入浴日</p> <p>特 浴 月～土(午前及び午後) 一般浴 月火木金(午後) 清 拭 随時</p> <p>* 買物注文・配布</p> <p>注文 毎週日曜日 配布 随時</p>	<p>* レクリエーション活動</p> <p>手作り 書道 遊びリレーション</p>	<p>* 個別機能訓練</p> <p>《主な内容》</p> <p>①基礎体操 ②足踏み体操 ③上肢運動（プーリー） ④立ち上がり練習 ⑤歩行練習（平行棒） ⑥車椅子操作練習 ⑦ボール体操 ⑧日常生活動作訓練</p>
--	---	---

施設長	部 長	課 長	主 任

主な苑内行事実施予定		定例行事				
4月	お花見 苑内喫茶 春のバイキング	理容・美容	レクリエーション活動			
			手作り	色々な材料を用いた作品作り		
5月	防災訓練（通報訓練・新人職員中心） 端午の節句（行事食）	理容・美容	書道	毛筆で好きな文字を書く		
			遊びリレーション	ボール遊び、ゲーム等		
6月	基本健康診査	理容・美容	各種会議等（オンライン会議含む）			
			寮母会議（月1回）			
7月	デザートバイキング 七夕（行事食）	理容・美容	主任副主任会議（月1回）			
			職員会議（月1回）			
8月	すいか割り大会	理容・美容	ケース会議（月2回）			
			事故防止対策委員会			
9月	敬老祝賀会（行事食）	理容・美容	サービス向上委員会			
			感染症対策委員会			
10月	デザートバイキング	理容・美容	週間行事			
			月	入浴（AM特浴/PM一般浴）		
11月	寿司バイキング	理容・美容	火	入浴（AM特浴/PM一般浴） 内科回診 窪島先生（毎週） カウンセリング 石井先生（月2回） リネン交換		
			水	入浴（AM特浴/PM特浴） リネン交換		
12月	クリスマス会（行事食） 防災総合避難訓練	理容・美容	木	入浴（AM特浴/PM一般浴）		
			金	入浴（AM特浴/PM一般浴） リネン交換		
1月	お正月（お祝い膳） 新年祝賀会 初詣（施設内において） お楽しみ会 餅つき大会	理容・美容	土	入浴（AM特浴/PM特浴） リネン交換 歯科回診 鈴木先生（月2回）		
			日	買物注文		
2月	節分（行事食） 苑内喫茶	理容・美容	その他	皮膚科往診（随時） 美容（適宜） 買物配布（随時） 誕生日会（個人ごとに誕生日当日実施）		
			決 裁			
3月	ひな祭り（行事食） 防災訓練（夜間想定訓練） 寿司バイキング	理容・美容	施設長	部長	課長	主任

2023年（令和5年）度

行事計画

芭蕉苑介護老人福祉施設

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4月	3/26～4/1 アタックチャンス	4/3～4/8 桜作り	4/10～4/15 連想ゲーム	4/17～4/22 中身を当てろ	4/24～4/29 茶摘み
5月	5/1～5/6 バレーボール	5/8～5/13 シュート	5/15～5/20 ポッチャ作り	5/22～5/27 カウボーイ	
6月	5/29～6/3 地引き綱	6/5～6/10 たくさん 集めましょう	6/12～6/17 棒サッカー	6/19～6/24 七夕飾り	
7月	6/26～7/1 お手玉くずし	7/3～7/8 うちわりレー	7/10～7/15 移動式 玉入れ	7/17～7/22 バランス	7/24～7/29 笑ってまきまき
8月	7/31～8/5 お祭り屋台	8/7～8/12 魚つり	8/14～8/19 昆虫採集	8/21～8/26 ジャンプシュート	
9月	8/28～9/2 回して回して	9/4～9/9 カーリングストーン	9/11～9/16 借り物競争	9/18～9/23 演奏会	9/25～9/30 お好み焼き
10月	10/2～10/7 ボーリング	10/9～10/14 ノーハンド 栗拾い	10/16～10/21 スポーツ大会	10/23～10/28 カレンダーづくり	
11月	10/30～11/4 起こせ大波	11/6～11/11 都道府県 すごろく	11/13～11/18 クリスマス作品	11/20～11/25 ミニ運動会	
12月	11/27～12/2 俳句並べ替え	12/4～12/9 ほらふき新聞 一年を振り返る	12/11～12/16 レッツダンス	12/18～12/29 作品作り	12/22～12/25 クリスマス会
1月	1/4～1/6 お正月あそび	1/8～1/13 雪合戦	1/15～1/20 卓上ボーリング	1/22～1/27 体操の時間です	
2月	1/29～2/3 オニバスター	2/5～2/10 我慢の玉入れ	2/12～2/17 春夏秋冬	2/19～2/24 卓上ホッケー	
3月	2/26～3/2 指クレーン	3/4～3/9 春のクイズ	3/11～3/16 コロコロ卓球	3/18～3/23 モップかけ	3/25～3/30 トントン相撲

こまよせ荘事業計画

1. 通所介護事業（デイサービス）

[基本方針]

要介護状態になった場合に、その利用者に対して可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な機能の回復を支援する。そして、利用者の社会的孤立感の解消、家族の介護負担の軽減が図られるように居宅介護支援事業者及び他のサービス提供事業者等と十分連携を図り、通所介護計画の内容に沿って計画的に適切なサービス提供を行うよう努める。

[目 標]

- 1) サービス利用者の社会的孤独感の緩和、心身機能の維持・回復に努める。
- 2) サービス利用者を中心に家族、居宅介護支援事業者等と積極的な情報交換を図り日常生活の安定が得られるように支援する。
- 3) 通所介護サービス提供に伴う介護については、ハラスメントや虐待等の防止を念頭に、常にサービスの質の向上に努める。
- 4) 第三者評価等を基に事業を再確認し、事業の質の向上、発展に努める。
- 5) サービス利用者、家族に対し親切、丁寧な対応を心掛け通所介護事業の理解を得られるよう努める。
- 6) 集団、個別ケアと各々のニーズに的確に対応できるよう努める。
- 7) ボランティア活動の支援に努める。
- 8) 地域と連携しコミュニケーションを図る。
- 9) 余暇時間の有効な利用を考慮して、アクティビティーレクリエーションを導入しサービス利用者の活性に努める。

[計 画]

- 1) 利用者の日常生活状態を的確に把握し、その有する能力に応じ自立支援に向けたサービス提供を行う。
- 2) 日常生活動作、グループワーク及び季節感、変化のあるレクリエーションプログラムを通し身体的、精神的機能の維持向上を図りつつ側面的に自立支援を行う。
- 3) 苦情、ヒヤリハット及び事故が発生した場合は必要な措置を迅速に講じると共に再発防止に努める。
- 4) サービス利用者の意見を取り入れ利用者本位のサービスを展開していく。
- 5) 職員は、研修会、ケース検討会、ミーティング等を行うことにより知識、技術の向上を図り、資質の向上に努める。
- 6) 図書コーナー、利用者の作品展示コーナーの設置を図り、利用者の生活リハビリに努める。
- 7) ボランティア懇談会等を開催し良好な関係を保ち、活動を支援する。
- 8) ふるさと祭り、団地祭り等の地域行事に参加し、地域貢献することにより施設の存在をアピールする。

2. 第一号通所事業（藤沢市・茅ヶ崎市通所介護相当サービス）

[基本方針]

要支援状態の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者と連携を図りながら支援する。

[計 画]

- 1) 利用者の個性を尊重し、応接には十分な配慮をする。
- 2) 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施する。
- 3) 安全方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにする。
- 4) 利用者に対して、計画的にアクティビティ（集団的に行われるレクリエーション、創作活動等の機能訓練をいう。）を実施し、楽しみながら日常動作訓練ができるように努める。これに基づくサービス向上の為、職員間で研鑽に努める。
- 5) 低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護師、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施する。
- 6) 口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施する。
- 7) 家族及び地域包括支援センター・介護支援専門員等と連携を十分に図り、安定した生活が送れるようにする。

3. 地域包括支援センター（湘南大庭いきいきサポートセンター・遠藤いきいきサポートセンター・小糸いきいきサポートセンター）

[基本方針]

65歳以上で日常生活に支障があると認められる者及びその家族、要支援認定に於いて自立の判定を受けた方、認定済みであるが居宅支援を受けていない方に対し、在宅介護に関する全般的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう連絡・調整等の便宜を図り、地域の要援護老人及びその家族の福祉の向上を図って行く。

また、介護機器・用品等を実際に手にとり使用することで、自分に合った物が選択できるように助言・指導を行い、家族に対しても日常生活の中での有効的な利用についてPRを行う。

[目 標]

- 1) 地域の介護相談窓口として、親切・丁寧な対応で相談に応じる。
- 2) 地域との連携を図る。
- 3) 介護予防計画に基づき介護を要する老人の実態把握に努める。

[計 画]

- 1) 老人福祉に関する各種相談について総合的に対応する。
- 2) 公的福祉サービスの適用の調整を行う。
- 3) 在宅訪問等により、在宅介護の方法等について指導・助言を行う。
- 4) 介護機器の紹介・使用方法の説明並びに住宅改造に関する相談・助言を行う。
- 5) 24時間態勢により、緊急時の対応を図る。
- 6) 民生委員協議会等への積極的な参加により資質の向上に努める。
- 7) 介護セミナーの開催の支援を行って行く。
- 8) 介護支援専門員との連携を行う。

[業対象者等介護予防ケアマネジメント事業]

利用者の心身の状態や生活機能低下の背景、原因を分析し、利用者の意向を踏まえながら個別目標達成の為の具体策を検討します。

- 1) 事業対象者に対し十分にアセスメントを行い主治医等との連携を図りながら介護予防支援マネジメントを行います。
- 2) 要支援 1, 2 と判定された方の予防給付のマネジメントを行います。
- 3) 居宅支援事業所に委託した予防給付マネジメントについて報告を受け評価と今後の方針を決定します。

[総合相談支援事業]

地域の身近な相談窓口として、高齢者等の生活に関わる相談を受け、地域で生活が継続出来るよう支援する。

- 1) 社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の 3 職種が協働して支援します。
- 2) 初期相談、継続相談、実態把握等情報の収集や提供を行い相談内容の解決の支援、関係機関への紹介を行います。
- 3) 権利擁護、成年後見制度に関する相談、利用の支援を行います。
- 4) 地域包括支援センターの役割や活用に関する情報の周知に努めます。
- 5) 介護予防、地域づくりを推進します。
- 6) 介護相談を受け、必要な情報の提供や調整を行います。
- 7) ボランティア活動に関する情報の提供や活動の紹介を行います。

[権利擁護事業]

被保険者に対する虐待の防止、早期発見に努める。

- 1) 藤沢市虐待防止ネットワーク、行政の関係機関や地域の関係機関等と連携し、虐待防止、早期発見に努めます。
- 2) 権利擁護事業、成年後見制度の相談及び利用の支援を行います。

[包括的・継続的なケアマネジメント支援事業]

支援の必要な高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制を支援します。

- 1) 高齢者が地域で暮らしつづけるために、必要な社会資源を活用・支援し、高齢者の生活を支えます。
- 2) 高齢者の心身の状態や環境等の変化に応じた適切な支援を行います。
- 3) 関係機関、医療機関、地域のインフォーマルサービス等と連携体制を構築し、支援困難事例への対応を図ります。
- 4) ケアマネジャーからの相談、ケアマネジャー同士のネットワークの構築、担当者会議開催の支援等を行います。

2023年（令和5年）度

こまよせ荘年間行事予定表

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4月	3/27～4/1 春喫茶	4/3～4/8 誕生会	4/10～4/15 アクティビティレク	4/17～4/22 アクティビティレク	4/24～4/29 端午の節句
5月	5/1～5/6 アクティビティレク	5/8～5/13 誕生会	5/15～5/20 アクティビティレク	5/22～5/27 アクティビティレク	
6月	5/29～6/3 紫陽花が咲いた	6/5～6/10 誕生会	6/12～6/17 アクティビティレク	6/19～6/24 アクティビティレク	
7月	6/26～7/1 七夕飾り作り	7/3～7/8 誕生会	7/10～7/15 アクティビティレク	7/17～7/22 アクティビティレク	7/24～7/29 アクティビティレク
8月	7/31～8/5 アクティビティレク	8/7～8/12 誕生会	8/14～8/19 アクティビティレク	8/21～8/26 花火	
9月	8/28～9/2 アクティビティレク	9/4～9/9 誕生会	9/11～9/16 秋の音楽祭	9/18～9/23 アクティビティレク	9/25～9/30 アクティビティレク
10月	10/2～10/7 アクティビティレク	10/9～10/14 誕生会	10/16～10/21 運動会	10/23～10/28 アクティビティレク	
11月	10/30～11/4 アクティビティレク	11/6～11/11 誕生会	11/13～11/18 7.5.3	11/20～11/25 アクティビティレク	
12月	11/27～12/2 アクティビティレク	12/4～12/9 誕生会	12/11～12/16 正月飾り	12/18～12/23 アクティビティレク	12/25～12/29 アクティビティレク
1月	1/4～1/6 アクティビティレク	1/8～1/13 誕生会	1/15～1/20 大漁だ	1/22～1/27 アクティビティレク	
2月	1/29～2/3 節分飾り	2/5～2/10 誕生会	2/12～2/17 アクティビティレク	2/19～2/24 アクティビティレク	
3月	2/26～3/2 桃の節句	3/4～3/9 誕生会	3/11～3/16 アクティビティレク	3/18～3/23 アクティビティレク	3/25～3/30 アクティビティレク

1. 特別養護老人ホーム（施設入所事業）

1. 処遇計画

(1) 生活援助

私たちは、入居者の人間性を尊重し日常生活が安心しておくれるよう、生きがいを感じることができるよう、あらゆる支援を行います。また常に入居者本人の意思を第一に考え、自己決定ができるように援助します。

ア. 食事 入居者の身体状況に応じた食事サービスを提供し、食生活に喜びと満足が得られるように援助します。

イ. 入浴 入居者1人に対し週2回以上入浴を行うものとし、入居者のレベルにより特浴・一般浴・中間浴に分けておこないます。常に安全・清潔・快適を考慮し援助します。

ウ. 排泄 個々の排泄状況を把握し、ポータブルトイレ・差し込み尿器・しびん等を使用しながら、可能な限りトイレでの排泄を援助します。おむつ交換は個々の状態に合わせ、随時交換を行います。

エ. 離床 他の入居者との会話等による社会性の維持、床ずれの防止、ADLの低下を防止することを目的とした離床の必要性を充分理解し援助します。

オ. 移動 個々のケースにあった安全な移動方法を考慮し、残存能力の維持、向上を図るために適切な援助を行います。

カ. リハビリテーション 入居者のレベルに応じ、日常生活に組み入れた機能訓練を重視し、計画的な指導と評価をおこない援助します。（たきがしら芭蕉苑のみ）

キ. 余暇活動

①季節感を大切にし、入居者の意見を取り入れた行事を計画・実施します。

②入居者の希望を取り入れながら自由に参加・活動できるようなクラブ活動を企画し援助します。

③近隣の社会資源を活用し、外出の機会を設けます。

(2) 人間性を尊重するために、以下のことに取り組みます。

ア. 身体拘束廃止

イ. 接遇向上

ウ. 苦情解決

エ. 看取り介護

オ. 虐待防止

(3) 安全対策

事故予防検討委員会を設置し、入居者の事故防止に努めます。

(4) 環境の整備

施設内の美化と入居者身辺の整理整頓に努め、特に換気、通気に注意します。

ア. 寝具…週1回のリネン交換、その他必要に応じ随時交換を行います。

イ. 清掃…居住スペースは定期的に清掃を行います。

ウ. 害虫駆除…全館6か月に1回害虫駆除を実施し、衛生管理に努めます。

2. 健康管理

(1) 入居者の実態を的確に把握し、嘱託医と常に連絡をとり、疾病の予防に努めます。

ア. 年1回の健康診断を実施します。

イ. 健康保持増進のため生活の心得、食生活、疾病予防等の健康教育を実施します。

ウ. 日常の健康チェックにより疾病の早期発見、早期治療に努めます。

エ. 残存機能の維持、増進に努めます。

オ. 感染対策委員会、褥創予防対策委員会を設置し、施設内感染予防に努め、入居者の個人衛生並びに施設の環境衛生の充実に努めます。

(2) 職員の健康管理を実施します。

ア. 組合健保の一般検診を基本に、年1回の健康診断を実施します。なお希望者には乳癌・子宮癌検診も受診させます。また夜勤に従事する職員については、この他に1回の健康診断を実施します。

イ. 職員個々の健康相談に応じ、健康維持の為の助言を行います。

(3) 職員に対する基本的な医療・看護技術、知識の普及および助言を行います。

3. 生活時間

【たきがしら芭蕉苑（ショートステイ含む）】

6：00～7：00 順次起床・洗面・更衣

7：50～ 朝食

9：00～ 入浴・談話・自由時間

12：00～ 昼食

14：00～17：00 入浴・リハ・おやつ・クラブ活動・レク・談話・自由時間

18：00～ 夕食

19：00～ 自由時間・就寝準備

21：00～ 順次就寝

【ちくぶ坂下ホーム】

6:00~10:00	順次起床・洗面・更衣
7:50~10:00	朝食
9:00~	入浴・談話・外気浴・自由時間
12:00~14:00	昼食
14:00~17:00	入浴・体操・おやつ・クラブ活動・レク・読書・談話・外気浴・自由時間
18:00~20:00	夕食
19:00~	自由時間・就寝準備
19:30~	順次就寝

4. 防災計画

- (1) 介護職を中心に、夜間想定防災訓練及び地震避難訓練を実施します。
 - ア. 災害対策委員会を設置し、日頃より防災に対する意識を高めます。
 - イ. 施設周辺の自治会と非常事態における相互支援協力態勢を確立します。
 - ウ. 防災倉庫に備蓄食料・飲料水等を準備し、入居者・職員はもとより周辺住民の防災拠点となるべく日頃より準備します。

5. 研修

- (1) 『竹生会職員研修要綱』に基づき、職員個々の資質向上を目指し計画的かつ積極的に研修させます。

6. 自己啓発

- (1) 業務上有益と思われる各種資格等の取得について、職員個々の資質向上を目指し可能な範囲で支援を行います。
- (2) 自己啓発を目的とした自主的な研修参加を奨励します。

7. 職員 上記の処遇を実施するため次の職員を配置します(常勤換算・兼務あり)

- (1) たきがしら芭蕉苑(ショートステイ含む)

施設長	1名	事務員	5名(常勤3名、非常勤2名)
生活相談員	2名	介護支援専門員	2名
ケアワーカー	55名	看護師	8名
管理栄養士	1名	機能訓練指導員	1名
		合計	75名

- (2) ちくぶ坂下ホーム

施設長	1名(本体施設と兼務)	ケアワーカー	21名
生活相談員	1名	看護師	2名(専従1名、兼務1名)
		合計	25名

2. 短期入所生活介護事業(ショートステイ)(たきがしら芭蕉苑のみ)

1. 処遇計画

- (1) 生活援助
利用者の「個」を尊重し、温かい愛情のもとに平等に処遇し、心身の健康保持と機能の回復、維持に努めます。
- (2) 環境整備
施設内の美化と利用者身辺の整理整頓に努め、特に換気、通気に注意します。
- (3) 健康管理
利用者の実態を的確に把握し疾病の早期発見に努めます。

2. 生活時間 原則として施設入所事業と共通とします。

3. 介護予防短期入所生活介護事業(ショートステイ)(たきがしら芭蕉苑のみ)

1. 処遇計画

- (1) 生活援助
要支援状態の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、家族、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者と連携を図りながら支援します。
 - ア. 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮をします
 - イ. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施します。
 - ウ. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにします。

2. 生活時間 原則として施設入所事業と共通とします。

月	主な行事予定		定例行事	
4	※誕生祝膳（毎月1日）		クラブ活動	
			書道クラブ ちぎり絵クラブ 絵手紙クラブ	月1回 適宜1～2時間程度 *職員にて実施
5	端午の節句（行事食）	災害対策（全体）		
6	入所者懇談	接遇委員会（全体）	苑内行事	
			リハビリテーション	毎週5回程度
7	七夕（行事食）		誕生会	誕生日当日
8	基本健康診断 夏祭り	災害対策（全体）	各種会議等	
			施設運営会議 職員会議 入退所判定会議 ケース会議 サービス担当者会議 リーダー会議 副主任連絡会 フロア会議 各通り会議 ケアマネ会議	委員会 ① 災害対策 ② ショートステイ ③ 褥瘡予防 ④ 感染予防対策 ⑤ 接遇 ⑥ 事故対策 ⑦ 看取り介護 ⑧ 身体拘束廃止 ⑨ ケア連携 ⑩ 入浴担当者
9	敬老祝賀会「敬老祝膳」 入所者懇談会 合同防災訓練	接遇委員会（全体）		
10				
11	寿司御膳（行事食） 家族懇談会		週間行事	
12	クリスマス献立（行事食） 入所者懇談会	接遇委員会（全体） 災害対策（全体）	月	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）2 F 内科回診 買物注文 理髪美容（第1、2、3）
			火	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）3 F
1	元旦（おせち献立） 新年会（元旦レク）		水	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）4 F
			木	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）2 F
2	節分（行事食）	災害対策（全体）	金	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）3 F 内科回診
3	ひなまつり（行事食） 合同防災訓練	接遇委員会（全体）	土	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）4 F
			日	

月	主な行事予定		定例行事	
4	喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 防災訓練 お花見	新人研修 倫理法令遵守研修 褥瘡・感染・人権・事故・ 食事委員会	クラブ活動	
			歌の会	コロナ禍の中、ユニットごとにクラブ活動を行う。ユニット職員が担当し、毎月1回ユニット内で、ユニット職員と活動をする。
5	端午の節句(行事食) 喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 防災訓練 運営推進会議(コロナの状況による)	入居者懇談会 看取り委員会 拘束虐待研修① 災害対策研修 人権・事故・災害対策委員会	体操クラブ	
			書道クラブ	
6	喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 防災訓練(シェイクアウト・地震想定)	接遇(全体) 事故対策研修① 不適切な介護研修 褥瘡・感染・接遇・事故・ 食事・災害対策委員会	折り紙クラブ	カラオケ
			苑内行事	
7	七夕喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 防災訓練 夕涼み会(ユニット毎) 運営推進会議(コロナの状況による)	拘束廃止・虐待防止委員会 ブライパシー保護研修 褥瘡研修① 褥瘡・事故委員会	誕生会	誕生日当日
			映画上映会	(ユニットごと)
			喫茶	四季折々に実施(ユニットごと)
8	夏祭り(風鈴祭) パンの日・食事の会 防災訓練(火災・地震想定)	看取り介護委員会 褥瘡・人権・食事委員会	各種会議等	
			施設運営会議 職員会議 入退所判定会議 ケース会議 サービス担当者会議 リーダー会議 副主任会議 坂下全体会議 ユニット会議 ケアマネ会議 メンター会議	委員会 ① 災害対策 ② 感染対策 ③ 接遇(接・苦・虐) ④ 事故 ⑤ 褥瘡 ⑥ 看取り ⑦ 高速・虐待廃止 ⑧ 災害対策 ⑨ ケアカルテ(坂下) ⑩ 環境整備係(坂下) ⑪ 食事係(坂下) ⑫ ケア連携
9	敬老祝賀会(喫茶)+家族懇談会 喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 防災訓練 運営推進会議(コロナの状況による)	接遇(全体) 接遇研修(看取り) 感染・接遇・事故・食事・ 災害対策委員会		
10	パンの日・食事の会 防災訓練(夜間火災想定) 入居者懇談会 月見の会(ユニット毎)	感染対策委員会 感染対策研修① 入居者懇談会 褥瘡・感染・事故・食事委員 会		
11	喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 寿司御膳 防災訓練(シェイクアウト・地震想定) 運営推進会議(コロナの状況による)	事故予防検討委員会 感染対策研修② 事故研修② 感染・事故委員会	月	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴 第一月曜 理美容
			火	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴
12	ユニットクリスマス&クリスマス喫茶 パンの日・食事の会 防災訓練	接遇(全体) 褥瘡・感染・事故・食事・ 災害対策委員会 事故研修②	水	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴
			木	入浴 内科回診 ユニットリハ・レク・外気浴
1	新年祝賀(おせち献立・映画・初詣・ 書初め・正月喫茶) 防災訓練(シェイクアウト・地震想定)	虐待・拘束廃止委員会 褥瘡・感染・事故委員会 褥瘡研修②	金	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴
			土	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴
2	節分(行事食) 喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 防災訓練	虐待・拘束研修② 看取り介護委員会 医療研修 褥瘡・感染・事故・食事・ 人権擁護委員会	日	ユニットリハ・レク・外気浴 第1日曜 ファミリーマート移動販売 第2・4日曜 おやつレク
3	ひな祭り(行事食) 喫茶(ユニット毎) パンの日・食事の会 防災訓練 運営推進会議(コロナの状況による)	接遇(全体) 災害対策委員会 虐待研修 褥瘡・感染・事故委員会		

* コロナの状況を見ながら、大きな集団での行事やレクは行わず、ユニット単位での行事やレクを実施。

令和5年度 部署別達成目標 <たきがしら芭蕉苑・滝頭地域ケアプラザ・ちくぶ坂下ホーム>

竹生会 法人理念

社会福祉法人竹生会は、全ての高齢者に対して「愛の心」で接します。地域社会に「貢献」することを考えます。未来に責任を持ち「環境」に配慮します。

1. 利用者本位の質の高いサービスの提供
2. 地域に開かれた施設運営
3. 専門職(人材)の育成
4. 信頼される法人経営
5. 環境への配慮

【かながわ介護サービス等向上宣言】 たきがしら芭蕉苑・滝頭地域ケアプラザ・ちくぶ坂下ホーム

わたしたちは、質の高い福祉介護人材の確保、定着及び育成を目指すとともに、質の高いサービスの提供を目指すため、次のとおり宣言します。

- 1 高齢者の尊厳を守ります。
- 2 サービスの質の向上を目指します。
- 3 高齢者が安心して暮らし続けるための支援を行う人材を育成します。
- 4 地域包括ケアを推進するために積極的な役割を果たします。
- 5 地域社会に貢献できる人材を育成します。

全課共通(3施設共通)

年間テーマ:『地震・風水害・感染症等の非常事態に慌てない体制を平時から備える施設運営』

- 具体目標
- ①安心:事業継続計画(BCP)に基づいた準備をします
 - ②安全:利用者・入居者の適切な避難誘導方法を検討し、訓練します
 - ③安定:生活維持のための物資の計画的な備蓄と更新(ローリングストック)を行います
 - ④安住:非常時における福祉避難所としての役割を果たし、地域の拠点福祉施設を目指します
 - ⑤効果的な ICT(インフォメーション・アット・コミュニケーション・テクノロジー)導入を検討、実践します
 - ⑥コロナ禍による社会変容に臨機に対応し、入居者・家族の希望と感染防止の対策をバランスよく講じます(新規)

施設福祉1・2課(特別養護老人ホーム)

年間テーマ:利用者・職員の「安心・安全・安定」を目指します

- 具体目標
- ①安心・・・その人らしい生活(個別ケア、自立支援、自己決定支援)と専門職としてのモラル(接遇、虐待防止、拘束廃止への取り組み)を確立します。
 - ②安全・・・環境への取り組みと委員会(災害対策、食事、褥瘡、環境整備、感染対策、事故防止、ショートステイ)の役割を明確にし、ケアの基準を確立します。
 - ③安定・・・介護サービスの質を維持向上します。(各会議、研修、報・連・相での連携を図る)

重点目標 利用者・家族・職員ともに安心のできる体制をつくります(1課・2課共通)

- 【1課】
- ①個別対応について考えます
 - ②家族との交流機会をつくります
 - ③会議や委員会活動を工夫します
- 【2課】
- ①ユニットケアを振り返り入居者に寄り添います
 - ②家族との交流機会を作ります
 - ③職員が意見を発信しやすい環境をつくります

介護支援課(地域ケアプラザ・地域包括支援センターおよび地域活動交流・介護支援専門員部門)

年間テーマ:性別や年齢を問わず誰もが安心して相談できるケアプラザを目指します

- 具体目標:
- ①一人一人の思いを尊重し、丁寧によりそう支援に努めます
 - ②ケアプラザとして感染症対策に関する適切で迅速な情報発信に努めます

在宅福祉課(地域ケアプラザ・デイサービス事業部門)

年間テーマ:行動制限緩和の中、引き続き感染対策に努め、安全な場所づくりと質の高いサービスを提供し、
1日平均 35 名を目指します

- 具体目標: ①職員一人ひとりが意識して節電・節約に取り組みます
②季節を意識したバランスのとれた昼食提供と魅力あふれるおもてなし行事を取り入れます
③地域・家庭・デイサービスの連携により孤立化を防ぎます

看護課(3施設共通・看護およびリハビリテーション部門)

年間テーマ:『入居者やご家族に信頼されるように安心・安全な看護・リハビリテーションを提供します』

- 具体目標: ①多職種間と細やかな連携を図り情報共有し、入居者・利用者の体調管理に努めます
②入居者やご家族に寄り添い、健やかで快適な生活ができる環境を整えます
(情報提供や面会など)
③感染対策や事故防止対策を強化し安全な看護・リハビリテーションの実践を目指します
④状況に応じた判断と行動で重症化予防につとめます
⑤安全な環境整備をしたうえで、楽しく身体を動かせる体操やレクリエーションを提供します
⑥心身にゆとりをもって、いつも冷静に行動します

栄養課(3施設共通・栄養管理部門)

年間テーマ:『コロナ禍・物価高騰の中でも「おいしく、楽しく、安全に」を目指します。』

- 具体目標: ①厨房・他部署と協力し、食事の質の維持・向上、食品ロス削減、業務効率化を検討します。
②食イベントを積極的に企画していきます。
③Instagramのフォロワーで「入所者家族・入所希望者家族・就活生」を増やす方法を考えます。
④トラブル発生時に対応できる心と時間のゆとりを持ちながら日々の業務にあたります。

業務課(3施設共通・事務部門)

年間テーマ:『物価高騰に負けない！効率的、安定的な横浜施設を目指します』

- 具体目標: ①令和 5 年度は最適な給与システム導入を目標とします。研修の参加や助成金等の情報収集を行い、効率的・安定的な横浜3施設となるよう努めます。
②様々な物価高騰を踏まえ、使い方や無駄が無いかを検討。節約の情報について発信します。
③利用者・職員の安全安心を守り、寄り添う対応を心がけます

運営営繕室(3施設共通・運転部門)

年間テーマ:『無事故無違反を徹底し、安全安心の送迎を目指します』

- 具体目標 ①他職種と連携を取り合い、各業務がスムーズに行くよう努めます
(送迎業務、修繕関係、デイサービスにおけるレク・作品作成他)
②優しく、明るく、笑顔で、施設環境作りに貢献します
③送迎車内のアルコール消毒・換気の徹底および車両清掃をこまめにおこない感染対策に努めます

令和5年度 横浜市滝頭地域ケアプラザ事業計画

(目的) 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図ると共に、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供します

1. 地域包括支援センター

[基本方針]

要支援者及び要支援・要介護になるおそれのある高齢者の介護予防マネジメントを行ないます。また、地域に住む高齢者等が健康で安心して生活が維持できるように、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種が一体となり、行政機関や医療機関・介護サービス事業所・各種地域団体等と連携を図ります。

[計 画]

1. 介護予防事業の実施
 - ① 介護予防支援及び介護予防マネジメントのケアプランの作成をします
2. 総合相談事業の実施
 - ① 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供を行います
 - ② 住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援をします
3. 権利擁護事業の実施
 - ① 高齢者の権利擁護及び成年後見制度の活用を支援します
 - ② 高齢者虐待防止に取り組みます
4. 継続的・包括的ケアマネジメント事業の実施
 - ① 包括的・継続的なケア体制を構築します
 - ② 地域における介護支援専門員や医療とのネットワークを構築します
 - ③ 認知症及び介護予防に関する普及・啓発活動を行います
 - ④ 介護支援専門員などに対し、支援困難事例への相談・助言を行います
 - ⑤ 地域包括ケアシステムの推進・基盤整備のため地域ケア会議を開催します

2. 地域活動・交流事業

[基本方針]

地域の方々による自主的なサービスをはじめとする身近な保健・福祉活動の活性化を図るために、自主事業あるいは共催事業として各種事業を展開します。また、広報誌などを通じて地域への情報の発信源となります。

[計 画]

1. 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流ために施設を提供し、活動の活性化を支援します
2. 子育て中の家庭から障害者・高齢者など世代を分け隔てなく、地域のニーズにあった講座等を地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと協働して開催します
3. 講習会や講座等を開催することにより、地域住民や各種団体・ボランティア等が活発になるよう支援します
4. 地域の保健・福祉活動との連携を図るため、地域支えあい連絡会や地域福祉保健計画に関わり、地域住民が安心して生活できる地域づくりに協力します
5. 地域ケアプラザの事業や地域の様々な活動等をホームページや広報誌などを通じて紹介し、積極的に地域へ情報を発信します

3. 生活支援体制整備事業

[基本方針]

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けられるために、多様な主体が連携・協力する地域づくりに努めます。

[計 画]

1. 高齢者自身が生きがいを持ち、できるだけ元気に暮らし続けられるという自立支援・介護予防の視点をもって進めます
2. ニーズの把握と分析を行い、地域住民と課題を共有し、ご近所から企業まで多様な主体による生活支援が受けられる地域づくりを地域と共にすすめます
3. 市、社会福祉協議会・地域ケアプラザが、組織的に連動しながら区域・圏域ごとに取組の目標と計画を立て、実施した取組の成果を確認し、次の方策を考えます
4. 地域ごとの活動については、活動ごとの強みを活かすとともに主体性を重視した支援を行います

4. 居宅介護支援事業

[基本方針]

サービス利用者の意思を尊重し、可能な限り利用者自身でサービス選択が行えることを側面的に支援するために、サービス提供事業所間の援助方針・方法が一致するよう努め「協働」してサービス提供が行われるよう連絡調整の中心的役割を担います。また、利用者のニーズの変化、サービスに対する要望の早期発見等に努めます。

[計 画]

1. 要介護状態にあるサービス利用者の主体性を尊重し自立を支援し、また介護者（家族等）の介護負担の軽減等を考慮した側面的支援ができるケアプランの作成を行いません
2. 要支援状態にあるサービス利用者に対しては、地域包括支援センターから介護予防プラン作成を受託し、介護予防サービス提供事業所と連携することにより、現状の身体機能の維持・向上を目的として、健康で生きがいある生活が継続できるようプランの作成を行いません
3. 保健・医療・福祉サービスを効果的にサービス利用できるよう調整を行いません

5. 通所介護事業（デイサービス）

(1) 通所介護事業

[基本方針]

要介護状態のサービス利用者自身の意思、選択を尊重し利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。また、家族の介護負担を軽減することにより在宅での介護が継続できるよう支援します。居宅介護支援事業所及び医療機関・各種事業所等と十分連携を図り適切なサービス提供を行うよう努めます。

[計 画]

1. 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮をします
2. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施します
3. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにします
4. 口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、専門職が口腔機能改善計画を作成し実施します
5. 利用者の身体機能の維持を図るため、その必要性のある利用者に対し、個別機能訓練実施計画を作成し実施します
6. 家族及び介護支援専門員・医療機関等と連携を図り、安心した生活が送れるようにします

(2) 第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）

[基本方針]

要支援状態等の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所・医療機関等と連携を図りながら支援します。

[計 画]

1. 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮をおこないます
2. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施します
3. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにします
4. 身体機能の維持・向上を目的とし必要な利用者に対して、専門職が運動器機能向上計画書を作成し実施します
5. 家族及び地域包括支援センター・介護支援専門員・医療機関等と連携を十分に図り、安定した生活を送れるようにします

令和5年度 年間行事予定表

滝頭地域ケアプラザ

日	第 1 週	第 2 週	第 3 週	第 4 週	第 5 週
4月	3/27~4/2	3~9	10~16	17~23	24~30
	お楽しみ会	箱の中身は なんでしょう	カレンダー	ポピー作り	バランスゲーム
5月	5/1~7	8~14	15~21	22~28	29~6/4
	鯉のぼり フリースロー	パズル	カレンダー	滝頭フィットネス	デコパージュ
6月		6/5~11	12~18	19~25	26~7/2
		デイサービ ス26	カレンダー	梅雨をふきとばせ!	お楽しみ
7月		7/3~9	10~16	17~23	24~30
		七夕	カレンダー	滝頭フィットネス	いちご狩り
8月	7/31~6	7~13	14~20	21~27	28~9/3
	スプーン はこび	すくって みよう	カレンダー	夏祭り	カーリング
9月		9/4~10	11~17	18~24	25~10/1
		お月見 リレー	カレンダー	滝頭フィットネス	秋のウサギ
10月	10/2~8	9~15	16~22	23~29	30~11/5
	運動会	クイズでパズル	カレンダー	ハロウィン	紅葉狩り
11月		6~12	13~19	20~26	27~12/3
		フラフラパラソル	カレンダー	滝頭フィットネス	年末にむけて
12月	4~10	11~17	18	19~25	26~28
	折り紙	カレンダー	お楽しみ	クリスマス会	年末レク
1月	1/4~7	8~14	15~21	22~28	29~2/4
	書初め・墨絵	すごろく あそび	カレンダー	滝頭フィットネス	節分
2月		5~11	12~18	19~25	26~3/3
		バレンタイン♡	カレンダー	サプライズ	ひなまつり
3月		4~10	11~17	18~24	25~31
		スポーツ	カレンダー	滝頭フィットネス	お楽しみ会